

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、市町村や民間団体等の企画提案を基本とするあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業を円滑に推進するために、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付金事業者の要件

交付要綱の別表に掲げる交付金事業者については、愛知県内の市町村又は次の要件を満たす団体とする。

- 1 愛知県内に活動の拠点を置き、団体構成員自ら活動を行う5人以上の団体であること。また、団体構成員は主として県内在住・在勤・在学の者であること。
- 2 団体の設立目的、趣旨等を明記した規約を有すること。
- 3 代表者及び所在地が明らかなこと。
- 4 会計経理が明確なこと。
- 5 政治団体や宗教団体でないこと。
- 6 暴力団及びその関係者でないこと。
- 7 交付対象事業の公表に異議がないこと。

第3 申請件数等

事業計画の応募及び交付申請は、交付対象事業区分ごとに1回の募集につき1件とする。ただし、複数の交付対象事業区分で事業を実施する場合でも、1団体（市町村を含む）当たりの応募及び申請の上限は年間合計100万円（ただし、本交付金対象事業を前年度から継続実施する団体（市町村を含む）については80万円）とする。

なお、以下に掲げるものは、1件として取り扱うことができる。

- ・ 「太陽・自然の恵み学習事業」（交付要綱別表の「6」）において、複数箇所と同じ事業を実施するもの

第4 事業実施形態（共催関係等）

- 1 複数の団体が共同で実施する場合（共催）は、当該事業の経理事務を担当し、責任をもって事業を実施する団体（交付金事業者）が申請書を作成し、提出すること。
- 2 共同で実施するために組織された、いわゆる実行委員会形式で行う場合についても上記1に準じる。

第5 交付対象事業の要件

交付要綱の別表に掲げる交付対象事業については、次の要件を満たす必要があるものとする。

1 共通事項

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。
- (3) 愛知県内で実施すること。
- (4) 交付対象年度に既に着手している事業でないこと。
- (5) 寄付等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと。
- (6) 森と緑づくり以外（国際交流、福祉、芸術文化等）に主眼が置かれている事業でないこと。
- (7) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動ではないこと。
- (8) 特定の団体・個人名を事業名等に付さないこと。
- (9) 同一の事業について、国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受けるものではないこと

2 環境学習及び独自提案（交付要綱別表の3～7）

事業の企画のみを目的とする事業でないこと。

3 環境学習のうち、「太陽・自然の恵み学習事業」（交付要綱別表の「6」）

緑の生育とそれを活かした環境学習の両方を行うこと。

第6 交付対象経費

1 交付対象経費は、実績報告書提出時までには支払の完了する経費（契約書、請求書等で支払うことが確実であることが確認できる経費を含む。）であること。

2 交付要綱第6（1）に定める弾力的運用に伴う事業内容の変更とは、次に掲げる交付対象経費の配分の変更とする。

(1) 交付要綱別表の「交付対象経費」欄に掲げる経費のうち、里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費、講演会、講習会等の講師に対する謝金、活動の際の保険料、資材運搬費、会議室等の借上費の相互間の流用

(2) 交付要綱別表の「交付対象経費」欄に掲げる経費のうち、活動のための交通費、ガソリン代、駐車場代、消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費、広報・印刷費の相互間の流用

(3) (2) に掲げる経費から(1) に掲げる経費への流用

第7 交付金事業者の募集・事業計画書の提出

交付金事業者の募集は、公募により行うものとし、応募の方法等については、以下に示すほか、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業募集要領によるものとする。

- 1 交付対象事業を行おうとする者は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業計画書（別記様式1）3部を知事に対しその定める期日までに提出するものとする。
- 2 知事は、前項により提出された計画書の内容を審査し、その結果を通知する。
- 3 前項の通知において計画書が適当であると認められた者は、交付要綱により、交付金の交付申請を行うものとする。

第8 早期着手

- 1 交付金事業者は、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。
 - （1）社会情勢等よりみて、特に緊急に事業を実施する必要があるもの。
 - （2）時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- 2 交付金事業者は、交付決定前に交付対象事業の着手を行う場合は、早期着手協議書（別記様式2）を提出するものとする。
- 3 知事は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は必要な条件を付して交付金事業者に早期着手承認通知書（別記様式3）により通知するものとする。ただし、知事は交付金事業者に対し、早期着手の承認が交付対象事業として交付金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であることを了承させ、当該協議書の中に交付金が交付されなかった場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を表示させておかなければならない。
- 4 交付金事業者は、早期着手により交付対象事業に着手した場合は、速やかに早期着手届（別記様式4）を提出するものとする。
- 5 早期着手が行われた場合には、交付金事業者は交付金交付の申請に際し、規則及び要綱に定めるもののほか、早期着手承認通知書の写し及びその他必要な書類を添付するものとする。

第9 物品購入等で得られたポイントの取扱い

交付金事業の実施に必要な消耗品・資材・用具等の購入に伴い、店舗での商品等の購入や値引きが可能なポイントが与えられた場合、その取扱いを以下のとおりとする。

- 1 事業実施に伴って取得した、領収書記載のポイントの合計が1,000円相当額を超える場合を対象とする。
- 2 1のポイントは、事業の趣旨に沿った環境活動・学習に使用することとし、この用途での使用が難しい場合は、得られたポイント相当額の請求を控えること。
- 3 県は交付金事業者に対し、実績報告書が提出された時にポイントの用途を確認する。

第 1 0 物品・備品の表示

交付金事業者は、交付金で購入した 3 万円を超える物品・備品に購入年月日、物品名及び「あいち森と緑づくり事業交付金充当」の名称を、直接記載又は記載した紙片の貼付等により表示すること。

第 1 1 書類の提出先

交付要綱及びこの要領に基づく書類は、県庁の所管課（環境部環境政策課、同大気環境課地球温暖化対策室、同水地盤環境課又は同自然環境課）に提出するものとする。

第 1 2 参加者に対する周知の要件

交付金事業者は、事業の参加者に対して、あいち森と緑づくり税を活用した事業であることを周知すること。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。

別記様式 1

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業
実施計画書・実績報告書

1

取組の名称		整理番号（記入不要）
事業実施団体の名称等	市町村名又は団体名	
	代 表 者	(住所) (職) (氏名)
	事務担当者	(所属部署) (氏名) (電話) (Fax) (E-mail)
事業区分 (A~Dに 印を記入)	A 環境保全活動	(1) 森・緑の育成活動事業 (2) 森・緑の育成活動の取組立ち上げ事業
	B 環境学習	(3) 水と緑の恵み体感事業 (4) 森林文化の体験・学習事業 (5) 森林生態系保全の学習事業
	C 緑の教室	(6) 太陽・自然の恵み学習事業
	D 独自提案	(7) 独自提案による環境保全活動・環境学習事業
事業内容	(実施日、内容、参加人数)	
実施場所	(住所)	
(環境保全活動の場合) 土地の所在地及び所有者	事業実施者が土地所有者、管理者等と異なる場合は、実施計画書に土地の所有者、管理者等の承諾書を添付してください。	
共催、後援、協賛		

(備考) 標題の実施計画書又は実績報告書のいずれかを で囲むこと。

2（実施計画書に添付）

事業目的	
事業概要	<p>市町村が事業の一部をNPO等の団体に委託する場合には、本欄に当該委託の内容と委託先団体名を記述してください。また、実施計画書には、委託先団体に係る情報を別紙（団体活動状況調）及び別紙（申告書）にて添付してください。</p>
事業の特徴	<p>(1)事業の趣旨・効果 （森と緑づくり事業の趣旨の合致、費用対効果）</p>
	<p>(2)波及効果 （多数の参加、波及の広さ）</p>
	<p>(3)創造性・発展性 （創意工夫、新たな発展）</p>
	<p>(4)地域性 （地域資源の活用、地域社会への貢献）</p>
	<p>(5)実現可能性 （具体性、実行能力・実績）</p>
次年度以降の活動計画・展開構想	2年目
	3年目
	4年目
	5年目

2 (実績報告書に添付)

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業 実施結果概要

整理番号 (記入不要)	事業区分	取組の名称		
団 体	団体等名			
	所在地	〒		
	代表者職・氏名			
	事務担当者名			
	電 話			
	F A X			
	E-mail			
交 付 金	応募額	交付決定額 (当初)	決算額	早期着手
	円	円	円	有 (平成 年 月 日) 無
募集方法		新聞への掲載 メディア放送		
事業結果の 概要				
事業実施に よる効果				

活動状況

写 真	内 容
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：

太陽・自然の恵み学習事業については、植物の生育とそれを活かした環境学習の両方について記載すること。

アンケート

回答者				
		男性	女性	計
	子供			
	大人			
計				
	項目	人数 (割合)	理由	
Q1.この取組に参加する前に比べ、森と緑の重要性について理解が深まりましたか？	大変深まった	人 (%)		
	少し深まった			
	あまり深まらなかった			
Q2.今後とも、こうした取組に参加したいですか？	参加したい	人 (%)		
	参加したくない			
Q3.その他、自由にご意見やご感想をお聞かせ下さい。				

3 (実施計画書に添付)

収 支 予 算 書

取組の名称：

団体の名称：

1 収入の部 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
県 交 付 金		/
自 己 負 担 額		
そ の 他 収 入		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
交 付 対 象 経 費	(環境保全活動のみ) ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費	
	②活動のための交通費、ガソリン代、駐車場代	
	③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費	
	④講演会、講習会等の講師に対する謝金	
	⑤広報・印刷費	
	⑥活動の際の保険料・資材運搬費	
	⑦事務室・会議室等の借上費	
	⑧その他事業活動に必要と認められる経費	
	(市町村事業のみ) ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等	
	小 計	
交 付 対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

備考 実施計画書には、本様式に収支予算を記入し、添付すること。

3 (実績報告書に添付)

収 支 決 算 書

取組の名称：

団体の名称：

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
県 交 付 金			/
自 己 負 担 額			
そ の 他 収 入			
合 計			/

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
交付対象経費	(環境保全活動のみ) ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費		
	②活動のための交通費、ガソリン代、駐車場代		
	③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費		
	④講演会、講習会等の講師に対する謝金		
	⑤広報・印刷費		
	⑥活動の際の保険料・資材運搬費		
	⑦事務室・会議室等の借上費		
	⑧その他事業活動に必要と認められる経費		
	(市町村事業のみ) ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等		
小 計			
交付対象外経費			
	小 計		
合 計			

備考 実績報告書には、本様式に収支予算及び決算を記入し、添付すること。

4（実施計画書に添付）

支 出 明 細 書（予算）

取組の名称：

団体の名称：

項 目	品名	単価	数量	計
(環境保全活動のみ)				
①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費				
②活動のための交通費、ガソリン代、駐車場代				
③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費				
④講演会、講習会等の講師に対する謝金				
⑤広報・印刷費				
⑥活動の際の保険料・資材運搬費				
⑦事務室・会議室等の借上費				
⑧その他事業活動に必要と認められる経費				
(市町村事業のみ)				
⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等				

備考 実施計画書には、本様式に支出明細を記入し、添付すること。

4（実績報告書に添付）

支 出 明 細 書（決算）

取組の名称：

団体の名称：

項 目	領 収 書				
	整理 番号	日付	品名	金額	支払先
(環境保全活動のみ)					
①里山整備計画作成及び保 全活動協定締結のための測 量・調査に要する経費					
②活動のための交通費、ガソリ ン代、駐車場代					
③消耗品・資材・用具等の購入 ・借上・維持修繕費					
④講演会、講習会等の講師に 対する謝金					
⑤広報・印刷費					
⑥活動の際の保険料・資材運搬 費					
⑦事務室・会議室等の借上費					
⑧その他事業活動に必要と認 められる経費					
(市町村事業のみ)					
⑨交付対象事業を行うNPO等 に対する委託料等					

備考 実績報告書には、本様式に支出明細を記入し、添付すること。

5（実績報告書に添付）

ポイント使用結果報告書

取組の名称：

団体の名称：

ポイントの合計： _____ 円相当

< 内訳 >

ポイント使用内容	相当金額 (単位：円)

報告対象は、領収書に記載されたポイントの合計金額が1,000円相当を超える場合。

別紙 (実施計画書に添付(交付金事業者が市町村の場合は不要))

整理番号(記入不要)

団 体 活 動 状 況 調

(ふりがな) 団 体 名		代 表 者 職・氏名	
住 所	〒		
電 話 番 号		設 立 年 月 日	年 月 日
団 体 構 成 員	総 人 員 (当 該 年 度 の 4 月 1 日 現 在)		人
	内 訳		
目 的			
沿 革 及 び 主 な 活 動 実 績	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
過 去 5 年 間 に お け る 補 助 金 等 助 成 実 績	補 助 金 の 名 称	事 業 内 容	
添 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会 則 又 は 規 約 ・ 役 員 等 名 簿 (氏 名、読 み 仮 名、性 別 及 び 生 年 月 日) ・ 活 動 実 績 (団 体 の 広 報 誌 等) 		

別紙 （実施計画書に添付）

申 告 書

当団体は、下記のとおり申告します。

また、当団体があいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の交付を受けて事業を行う場合、交付対象事業の公表について異議ありません。

記

- 1 政治団体や宗教団体でない
- 2 暴力団及びその関係者でない

年 月 日

住 所

団 体 等 名

代表者職・氏名

印

愛 知 県 知 事 殿

別記様式 2

第 年 月 日 号

愛知県知事殿

住 所
 団 体 等 名
 代表者職・氏名 印

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業早期着手協議書

年 月 日付け 第 号で計画承認通知のあった下記事業の実施
 について、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領第 8 の規定
 により協議します。

なお、この事業があいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付
 要綱に基づく交付金事業として採択されない場合は、事業の施行に要する経
 費の全額を事業主体等で支弁します。

記

事 業 名	
事 業 の 種 類	
実 施 場 所	
交付予定対象事業費(円)	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
早期着手の理由	

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業早期着手の承認について（通知）

年 月 日付 第 号の協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

（条件）

- 1 交付金交付決定を受けた交付金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、交付金事業として交付金が交付されなかった場合についても、その経費の全額を事業主体等で支弁すること。
- 2 事業着手から交付金交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出ること。
- 3 事業遂行のために県が行う指示又は通達を遵守すること。

別記様式 4

第 年 月 日 号

愛知県知事殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名 印

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業早期着手届

年 月 日付 第 号の早期着手の承認について、
下記のとおり早期着手しました。

記

1 事業名

2 事業の種類

3 実施場所

4 事業着手年月日

年 月 日